

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第6回会議（平成22年7月23日開催）議事要旨

第1 議題

ヒアリング等

第2 議事要旨

1 ヒアリング

(1) 藤山忠氏（志布志事件の当事者）

ア 発表の概要

刑事は、私を頭から犯人扱いし、長時間の取調べを行った。取調べの中で、刑事から「お前を死刑にしてやる。」「みんなが認めているんだ。認めないと地獄に行くぞ。」等と言われた。また、受領したとする金額について、私が「1万円ですか。」と聞くと、「そんな半端な額ではない。」と言った。このような取調べにより、受領した金額と参加者は、刑事の言うとおりに調書化された。

刑事は、私の主張を全く聞き入れず、机を拳で叩いたり足で蹴飛ばしたりした。また、刑事に、「机に手を載せたまま絶対下ろすな。」と言われ、同じ姿勢をとらされた。

現金の受領現場の見取図を書かされた時は、刑事が下書きをした。

検事調べで私が否認すると、検事から、「頭を冷やして出直してこい。」などと言われた。

開けた取調べ室を作るには、全面可視化するしかない。そうすれば、我々のような犠牲者は出なくなる。

イ 質疑応答の概要（ が委員からの質問事項、 が回答）

発表にあるような取調べを受けたことについて、弁護人に話したか。弁護人から警察、検察に抗議の手紙を送るなどしたか。

その都度話した。弁護士が警察に抗議文を送ったが、全く取り扱ってもらえなかったと思う。

弁護士は、「検事に本当のことを話さない。」とアドバイスしたことだが、そのアドバイスを受けてもその通りできなかったのはなぜか。

刑事の取調べも検事の取調べも、こちらの言い分を全く聞き入れない

ものであった。

取調べでは、責められるばかりだったとのことだが、気持ちをほぐすようなアプローチはあったのか。

私を調べた刑事は、人を脅してでも自白をさせるという刑事であった。他の13名も全く同じような調べ方をされた。

可視化の問題について、開けた取調べが必要であるとのことだが、任意の段階からの趣旨か。

任意の段階からである。一部可視化であれば我々と同じことになる。

警察車両も全て可視化して欲しい。警察は車の中でもきついことを言う。

警察での取調べに比べて、検察での取調べの時間が短いように思われる。検察では、警察での取調べの状況に関心を持っているようであったか。

検事も刑事と同様に、私の言い分を聞かなかった。

(2) 柳原浩氏（富山事件の当事者）

ア 発表の概要

突然、複数の警察官に囲まれ、警察署に連れて行かれた。刑事は、「お前は、なぜ、お前がやった日のことが分からないのか。」等と言って机を叩き、怒鳴りながら一方的に私を責め続けた。私の精神的、肉体的疲労は相当なもので、死にたいと思って除草剤を飲んだこともあった。

取調べ室で気を失ったことがあったが、その後、「やっていないと母親の写真に向かって言えるのか。」「お前の姉さんも『間違いのないからどうにでもしてくれ。』と saying it いたぞ。」等と言われ、家族にも見捨てられた気持ちになり、「お前がやったんだな。」という言葉に「はい。」と言うと、逮捕された。

取調べ官は、「『はい』か『うん』しか言うな。」と言った。ある調書では、私が女性の下着の模様を話したことになっているが、私は想像で「白。」と答えたところ、「違う、何か刺繍がなかったか。」と言い、私は花柄しか思い浮かばなかったので、「花柄。」と答えると、刑事は満足した様子だった。私は犯人を演じるしかなく、そうしないと精神的にも肉体的にも耐えられなかった。

被害者宅の見取図を書いた時は、刑事が私の手を動かして書かせた。

えん罪を防ぐためには、取調べ全過程の録画録音が必要。また、自白のみに頼る捜査・裁判はおかしい。

イ 質疑応答の概要（ が委員からの質問事項、 が回答）

取調べでは、責められるばかりだったとのことだが、気持ちをほぐすようなアプローチはあったのか。

刑事は威圧的な態度であり、優しい警察官は一人もいなかった。

弁護士に「私はこのような取調べを受けた。」「私はやっていない。」と伝えたのか。

当番弁護士に「やってない。」と伝えた。裁判になってからも同じ弁護士であったが、裁判に対して、「全て認める方向で言ってくれ。」「被害者に金を払ったら執行猶予が付くが、どうするか。」等と言われた。あなた自身は、今回のえん罪の最大の原因は何だと思うか。

最初から犯人扱いされていたということである。

あなたは、「犯人を演じるしかなかった。」と言ったが、それはどういうことか。

自分自身の心を殺すということである。そうしないと耐えられない。

2 検討

(1) 事務局説明

事務局から、富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点について、警察庁作成の報告書を基に説明し、両事件の捜査における事実関係については、国家賠償請求訴訟で争いになっている部分もある旨指摘した。

(2) 本日のヒアリングを踏まえた検討

両事件とも、検察の、警察の捜査に対するチェックが全然できていない。任意捜査の段階から録音録画すると、適正手続の観点から意味があるのではないか。

警察は全ての取調べをこのような方法で行っているのか。本当の犯人が自白する過程について知りたい。

発表にあったような取調べはあってはならないこと。両事件とも、捜査の基本であるしっかりとした裏付けがなされていない。

両事件に共通して、「初期の誤った決め打ち」がある。初期の「決め打ち」の失敗がえん罪を生むということは共通して指摘できるのではないか。

今回のヒアリングから、初期段階からの全過程の録音録画の意義・有効性は否定できないことが明らかになった。両事件をみると、密室での取調

べというシステム自体に問題があったと理解するのが素直な理解ではないか。

可視化したからといって、必ずしもこれらの事件を防げたとは言えないのではないか。両事件共に、捜査指揮に問題がある。供述の確たる裏付けなく、被疑者の身柄を拘束したことに問題があるのではないか。

両事件とも、検察官が存在意義を発揮していない。警察の捜査に行過ぎがあった場合、それをチェックするのは検察の仕事である。また、志布志事件と富山事件ではやや異なるが、今日の話から、直ちに、可視化していればこれらの事態を防げたとするのは早計ではないか。富山事件の柳原氏が「自分が犯人だと思い込まねばならなかった。」とおっしゃっており、仮に、そうってしまった人が取調べに応じていたとすると、その映像を見た者は、むしろその供述に信用性があると判断してしまうのではないか。

氷見事件に関する日弁連の報告書には、氷見事件の供述調書は出来の良い調書だとの指摘がある。供述調書作成方法の高度化により、裁判所の判断方法はすでに通じなくなっているのではないか。この出来の良い調書とビデオで録音録画されたものを比較してどうみるかというのが、今の問題である。取調べの方法が高度化されているが故にビデオが必要なのではないか。

たしかに取調べは高度化している。高度化した取調べにビデオが加わるとかえって危険ではないか。

過去、警察がデモ隊を追っかけているとき、カメラを向けるとその行為が止んだ。カメラの制止的な意味も勘案すべき。

(3) その他

「本研究会において、足利事件の余罪の取調べ状況が録音されているテープを再生して聞くべき。」旨の議論について、法務当局との協議の結果、研究会におけるテープの再生は、刑事訴訟法第47条（訴訟書類の非公開）により困難であるとのことから、まずはヒアリング等を進めていくこととなった。

3 その他（次回会議の日程等）

次回会議は、9月10日に開催予定。

なお、次回会議においては、今回会議に引き続き、ヒアリング等を行うこととなった。